

別紙表 「情報取得に必要な書類」

使用者 所有者	(注1)	・登記簿謄本の写し等 (本人確認書類と申請の住所が違う場合)
代理人	・本人が確認できる書類 (運転免許証・健康保険証等)	・委任状 (注2) ・媒介契約書 ・裁判所の評価命令書類 ・売買契約書 ・その他(調査する土地の利権関係書類等)

(注1) 本人確認書類は、運転免許証や健康保険証等のことを指します。その他の本人確認書類は[大阪市ホームページ](#)をご覧ください。この際の本人確認は、情報提供場所の窓口で申し込みを行う申込者の確認を行います。

(注2) 媒介契約書等の書類は期限が有効のものに限ります。また登記簿謄本等の書面上に期限が記載されていない書類の有効期限は発行年月日から3か月としています。